

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	子ども・子育て支援制度に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南国市は、子ども・子育て支援制度に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

高知県南国市長

## 公表日

令和6年12月5日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	子ども・子育て支援制度に関する事務
②事務の概要	<p>●事務全体の概要 子ども・子育て支援制度の開始に伴い、就学前児童に関する以下の事務を行う。 教育・保育施設の利用に係る支給認定の申請を受け、保育の必要量を認定するとともに認定証等の交付を行う。また、特定教育・保育施設の利用についてその調整事務を行う。さらに、支給認定期間中、定期的に認定子どもの保護者の就労状況等の確認を行い、変更がある場合には変更申請を受け、認定証の再交付を行うなど、認定管理を行う。そのほか、利用者負担額の算定を行い、公立施設及び認可保育所については、その徴収事務も行う。 ※申請・届出の受理については、マイナポータルの「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により、子ども子育て児童支援システムに取り込む場合を含む。</p> <p>「特定個人情報は次の事務で取り扱う。」</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・支給認定事務及び支給認定解除事務</li><li>・保育施設等利用調整事務</li><li>・保育施設等利用者負担額決定事務</li><li>・利用者負担額徴収事務</li></ul>
③システムの名称	子ども子育て支援システム、住民基本台帳システム、個人住民税システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム

## 2. 特定個人情報ファイル名

支給認定申請書兼入所申請書(兼児童台帳)、支給認定変更申請書(兼変更届)

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の127の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第68条
--------	---

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第157条	

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	子育て支援課
②所属長の役職名	課長

## 6. 他の評価実施機関

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒783-8501 高知県南国市大埴甲2301番地 南国市役所 子育て支援課 TEL 088-880-6562
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

〒783-8501  
高知県南国市大桶甲2301番地  
南国市役所 総務課  
TEL 088-880-6551

9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。</p> <p>・入力や送付に関しては、複数人での確認を行っている。</p> <p>・特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。</p>
9. 監査	
実施の有無	<p>[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [ <input type="radio"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査</p>
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[ 十分に行っている ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業者に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[ 十分である ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>南国市情報セキュリティ基本方針及び南国市情報セキュリティ基準に基づき、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを行っている。また、文書の紛失を防ぐために、複数人による確認を行っている。</p>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 平成29年4月1日時点	いつの時点の計測か 平成30年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成30年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 平成29年4月1日時点	いつの時点の計測か 平成30年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 田内 理香	②所属長の役職名 課長	事後	項目変更
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 平成30年4月1日時点	いつの時点の計測か 平成31年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 平成30年4月1日時点	いつの時点の計測か 平成31年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成31年4月1日	IV リスク対策	(新規項目)	(新規項目)	事後	新規項目への記載
令和2年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 平成31年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和2年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和2年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 平成31年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和2年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 令和2年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和3年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 令和2年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和3年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和3年9月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 116項 内閣府・総務省令第7号 番号法別表第二の 主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報照会の根拠) 第59条の2	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 116項 内閣府・総務省令第7号 番号法別表第二の 主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報照会の根拠) 第59条の2	事後	番号法改正に伴う号ずれによる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月24日	I 関連情報 I. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>●事務全体の概要 子ども・子育て支援制度の開始に伴い、就学前児童に関する以下の事務を行う。 教育・保育施設の利用に係る支給認定の申請を受け、保育の必要量を認定するとともに認定証等の交付を行う。また、特定教育・保育施設の利用についてその調整事務を行う。さらに、支給認定期間中、定期的に認定子どもの保護者の就労状況等の確認を行い、変更がある場合には変更申請を受け、認定証の再交付を行うなど、認定管理を行う。そのほか、利用者負担額の算定を行い、公立施設及び認可保育所については、その徴収事務も行う。</p> <p>「特定個人情報は次の事務で取り扱う。」 ・支給認定事務及び支給認定解除事務 ・保育施設等利用調整事務 ・保育施設等利用者負担額決定事務 ・利用者負担額徴収事務</p>	<p>●事務全体の概要 子ども・子育て支援制度の開始に伴い、就学前児童に関する以下の事務を行う。 教育・保育施設の利用に係る支給認定の申請を受け、保育の必要量を認定するとともに認定証等の交付を行う。また、特定教育・保育施設の利用についてその調整事務を行う。さらに、支給認定期間中、定期的に認定子どもの保護者の就労状況等の確認を行い、変更がある場合には変更申請を受け、認定証の再交付を行うなど、認定管理を行う。そのほか、利用者負担額の算定を行い、公立施設及び認可保育所については、その徴収事務も行う。 ※申請・届出の受理については、マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により、子ども子育て児童支援システムに取り込む場合を含む。</p> <p>「特定個人情報は次の事務で取り扱う。」 ・支給認定事務及び支給認定解除事務 ・保育施設等利用調整事務 ・保育施設等利用者負担額決定事務 ・利用者負担額徴収事務</p>	事後	ぴったりサービスによる電子申請の実施に伴う変更
令和5年3月24日	I 関連情報 I. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	子ども子育て支援システム、住民基本台帳システム、個人住民税システム、中間サーバ	子ども子育て支援システム、住民基本台帳システム、個人住民税システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事後	ぴったりサービスによる電子申請の実施に伴う変更
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 令和3年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和4年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 令和3年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和4年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 令和4年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和5年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 令和4年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和5年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 令和5年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和6年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 令和5年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和6年4月1日時点	事後	計測時点の更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の94条の項 内閣府・総務省令第5号 番号法別表第一の 主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第68条	番号法第9条第1項 別表の127の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令 第68条	事後	番号法改正に伴う変更
令和6年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二116項 内閣府・総務省令第7号 番号法別表第二の 主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表155の項 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情 報の提供に関する命令第157条	事後	番号法改正に伴う変更
令和6年10月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		新規記載	事後	様式改正による変更
令和6年10月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えら れる対策		新規記載	事後	様式改正による変更